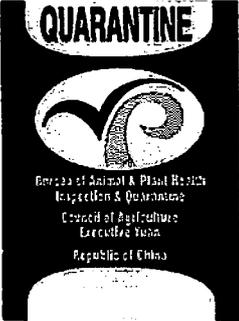


別紙

台湾産パイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年7月28日付け 53農蚕第5514号農蚕園芸局長通知）
一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第11の台湾産のソロ種のパパイヤ生果実並びに同付表第16の台湾産のアーヴイン種、カイト種及びハーデイン種のマンゴウ生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和57年5月20日農林水産省告示第780号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 検査及び消毒の実施の確認 (1) [略] (2) 輸出検査の確認 ア 告示5の検査の確認は、生果実のこん包数の2パーセント以上について、植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミバエ類がないことを確認することをもつて行うものとする。 イ [略] (3) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 表示 (1) 告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見えやすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第11の台湾産のソロ種のパパイヤ生果実並びに同付表第16の台湾産のアーヴイン種、カイト種及びハーデイン種のマンゴウ生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和57年5月20日農林水産省告示第780号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 検査及び消毒の実施の確認 (1) [略] (2) 輸出検査の確認 ア 告示5の検査の確認は、生果実のこん包数の5パーセント以上について、植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミバエ類がないことを確認することをもつて行うものとする。 イ [略] (3) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 表示 (1) 告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、<u>輸出植物検疫終了の表示は生果実の表面に、また、仕向地の表示はこん包の側面等の見えやすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</u></p>

改正後	現行
<p data-bbox="197 291 232 319">ア</p>  <p data-bbox="197 1023 315 1125">イ [略] (2) [略] 8 [略]</p>	<p data-bbox="1173 291 1209 319">ア</p> <p data-bbox="1211 321 1518 357">(ア) パパイヤの場合</p>  <p data-bbox="1211 655 1518 691">(イ) マンゴウの場合</p>  <p data-bbox="1151 1023 1292 1125">イ [略] (2) [略] 8 [略]</p>